

地域生活支援事業の見直しについて

川西市 福祉部 障害福祉課

地域生活支援事業の見直し

対象サービス：移動支援、日中一時 等
移行時期：令和2年10月～（予定）

現行の地域生活支援事業は平成18年に制度化
法定サービスの拡充等、様々な外部環境の変化に応じ、見直しを進める

見直しのポイント：法定サービスへの移行・事務効率化
法定サービスへ移行することで、サービスの質と報酬、
両方の向上を目指す

見直しの対象

ガイドライン
(支給決定基準)

報酬

要綱

指定基準

移動支援 見直し

ガイドライン

例) グループ支援型の創設 ヘルパー：利用者 = 1：4まで認める

報酬

- ・簡素な報酬体系へ移行。請求事務の効率化
- ・開始時加算の廃止 ・地域区分の廃止 ・利用者等への受領額通知

法定サービスへ移行（行動援護）

移動支援を利用している障がい者（児）のうち、対象者は行動援護へ移行

参考 行動援護・移動支援の報酬比較

	0.5H	1.0H	2.0H	3.0H	4.0H	5.0H	6.0H	7.0H
移動支援	2,340	4,071	6,739	8,408	10,078	11,747	13,417	15,086
行動援護	2,540	4,020	7,330	10,300	13,270	16,240	19,210	22,180
増加率	109%	99%	109%	123%	132%	138%	143%	147%

法定サービスへ移行することで、サービスの質と報酬、両方の向上を目指す

日中一時支援 見直し

報酬

- ・ 簡素な報酬体系へ移行。請求事務の効率化
- ・ 送迎加算の減額 ・ 加算の創設（緊急時対応加算） ・ 地域区分の廃止
- ・ 利用者等への受領額通知

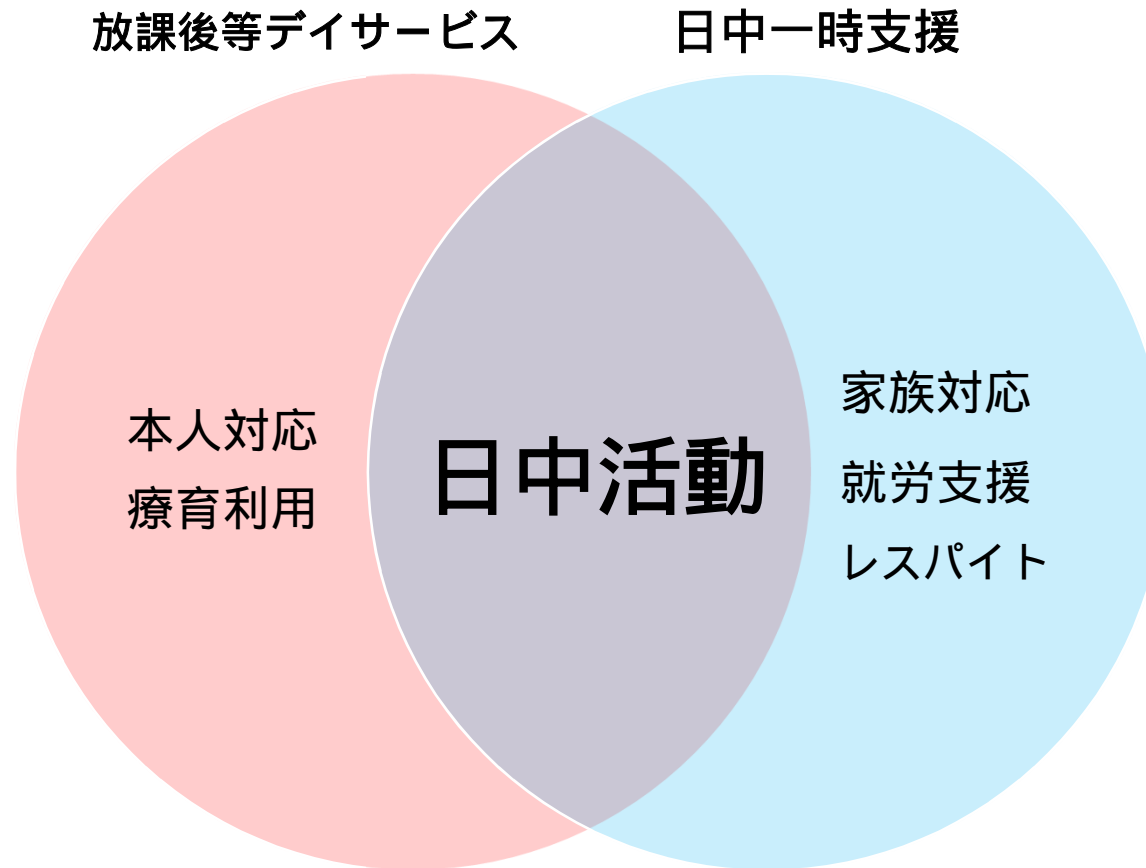
指定基準

- ・ 1人当たりの床面積基準を緩和（3.3～4.12m²を想定）

児童の利用について

- ・ 本人、家族、事業所等の意向を尊重の上、定期的な日中一時支援の利用は放課後等サービスへ移行を促す。

日中一時支援の移行について

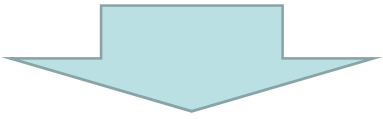


移行のターゲットは日中一時支援（日中活動型）の利用

日中一時支援の移行 具体例

現在

月	火	水	木	金	土	日
3	4	5	6	7	8	9
放デイ 開始12:00 終了16:45 送迎 2回		日中一時 開始10:08 終了16:15 送迎 2回	日中一時 開始13:37 終了16:45 送迎 2回	放デイ 開始15:40 終了16:45 送迎 2回		



将来像

月	火	水	木	金	土	日
3	4	5	6	7	8	9
放デイ 開始12:00 終了16:45 送迎 2回		日中一時 開始10:08 終了13:30 放デイ 開始13:30 終了16:15 送迎 2回	放デイ 開始13:37 終了16:45 送迎 2回	放デイ 開始15:40 終了16:45 送迎 2回		

定期的・継続的な利用
放デイ
突発的・家族の就労支援・長期休み 等
日中一時
5日(水)は警報で学校が休みとなったため、急遽日中一時利用となった

事業者への事前説明と意見聴取

事業者への説明

平成31年1月 相談支援部会にて説明

令和元年 6月 移動支援・日中一時支援の事業者へ見直しに係る資料を、過去3年間に
請求が確認された移動支援・日中一時支援事業者へ送付。

希望する事業者へは個別説明と意見聴取を実施。

事業者（相談支援含む）からの主な意見と市の回答、対応等

Q1 移動支援、日中一時支援の報酬を上げて欲しい。運用の見直しによって、一部の事業所では収入減のリスクがある。

A1 財政事情等を鑑み、移動支援、日中一時支援ともに既存の報酬水準を維持しているが、事業所によっては増減が生じることが見込まれる。ただし、移行する法定サービス（行動援護・放デイ）は移動支援、日中一時支援と比較して高額な報酬が設定されているため、事業所全体への給付費は向上すると考えている。

事業者への事前説明と意見聴取

Q2 行動援護の指定取得が大変。

A2 令和3年3月末まで、指定取得の基準は緩和されている。本来、指定取得に必要な資格取得に係る研修（行動援護従事者養成研修）は市内相談支援事業者と協力し、令和元年7～8月に実施。一定の資格取得を促すことができた。

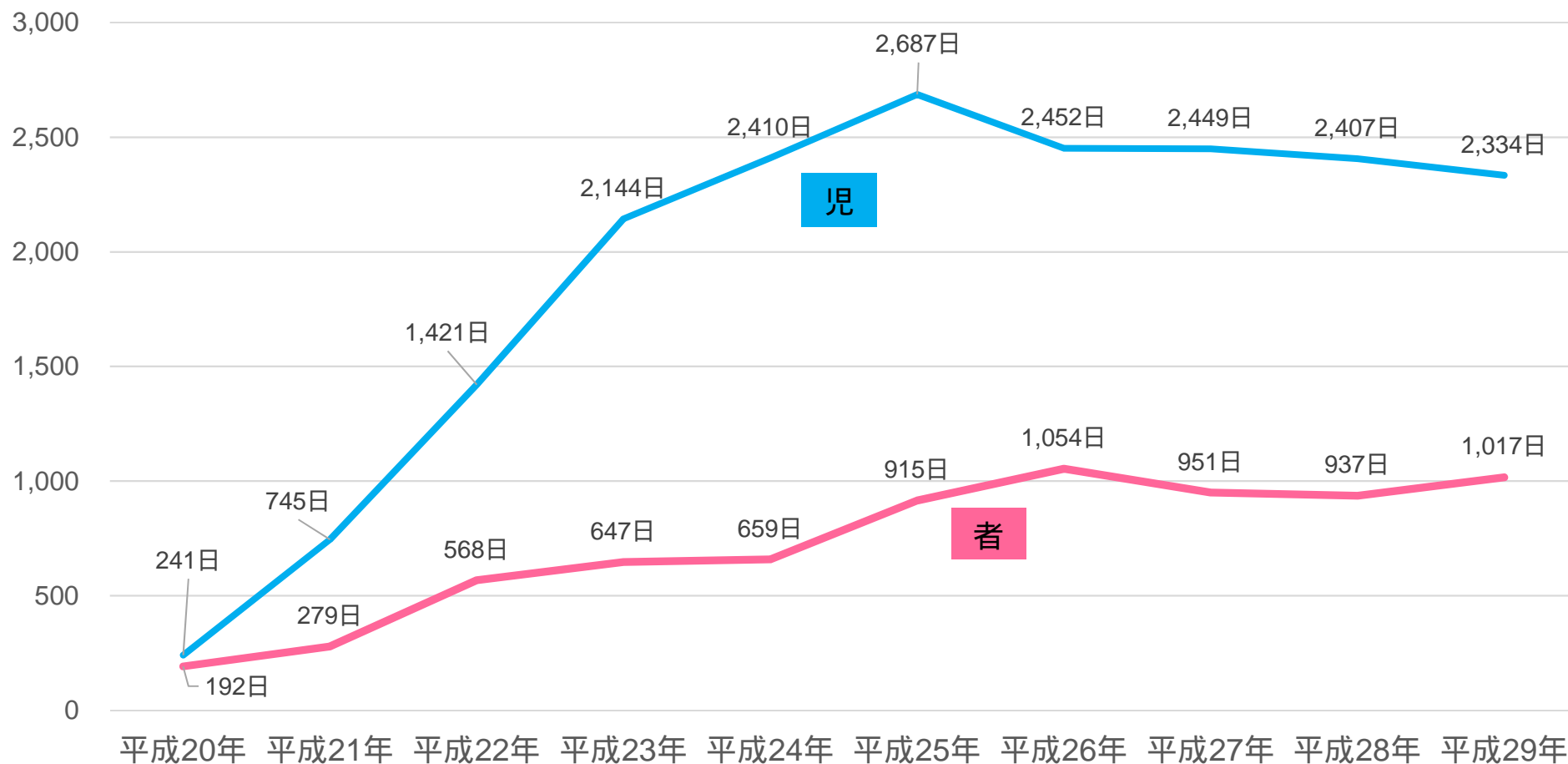
Q3 日中一時支援から放デイへの切替えは安易に行えるものではなく、利用者等の状況を十分に留意して欲しい。利用者に悪影響がないようにして欲しい。

A3 サービスの移行については、本人の意向を十分に尊重した上で、相談支援・事業者と適切に連携した上で進める。

日中一時支援：代替となる放デイの支給量・事業所側の受入れ体制を確認の上進める。

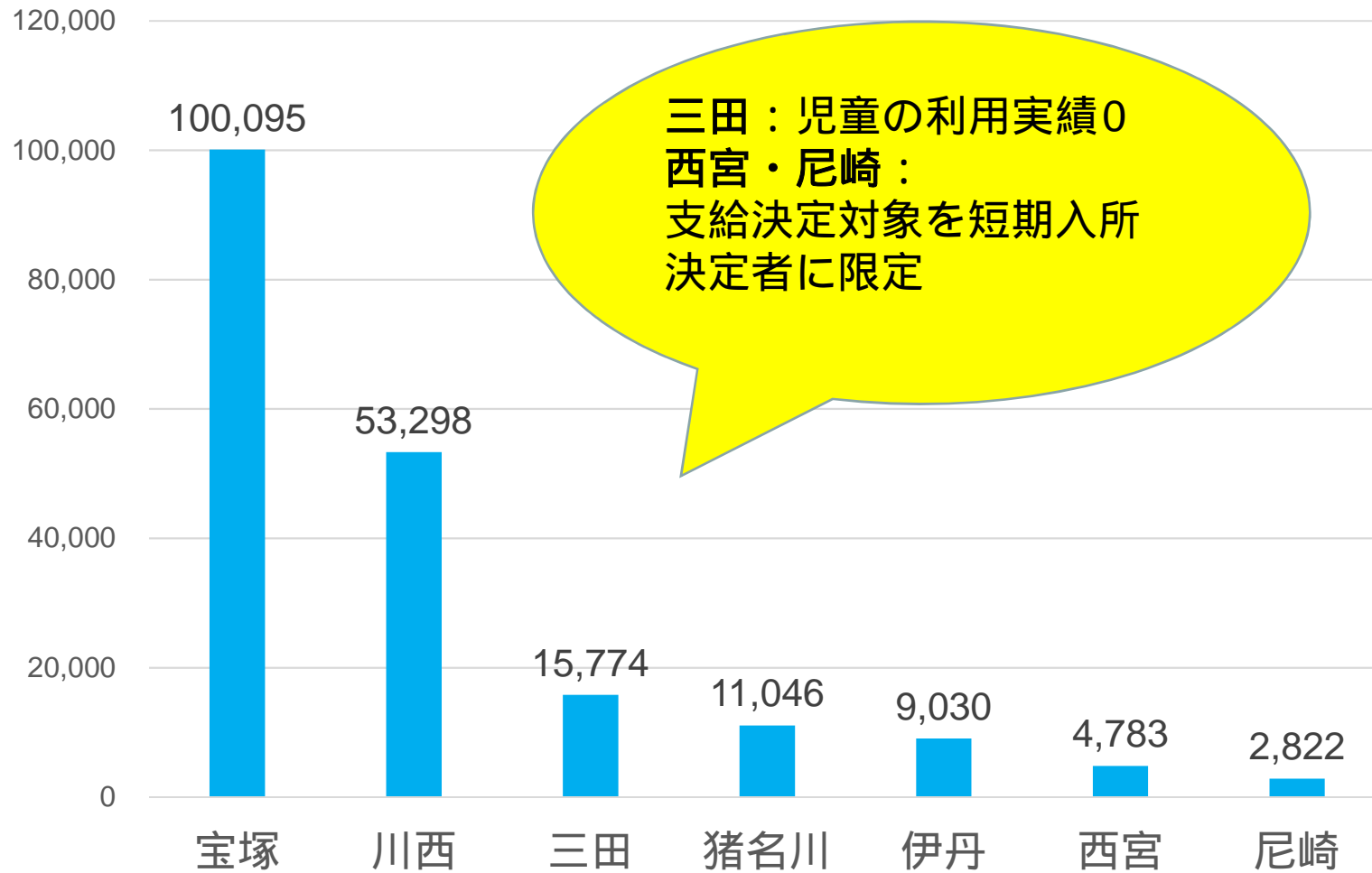
移動支援：利用している移動支援事業所が行動援護の指定取得とサービス提供体制を整備した後に、受給者証を切替える。

資料 川西市 日中一時 利用日数推移



資料 日中一時支援 決算額（29年度児者）

単位：千円



資料 地域区分の廃止

現状の課題

- ・市内の事業所が報酬面で不利となっている。
- ・所在地ごとの単価のため、近接地でも単価が異なり不公平感がある。
(例：花屋敷と花屋敷荘園に事業所がある場合)
- ・単価表の種類が増え、請求事務の煩雑化につながっている

市：請求審査の煩雑化、長時間化 事業者：請求ミス要因

地域区分の考え方

- ・事業所育成の観点から、市内の事業所が不利となる単価設定はそぐわない。
- ・地活の事業所は大半が市内もしくは近隣。全国規模の障害福祉サービスと必ずしも同じ体系にする必要は無いのではないか。
- ・単価表を統一することで、請求審査の迅速化、合理化が期待できる。

地域区分廃止 単価を統一する